

令和 2 年度環境影響評価技術指針改正（2 回目）

1 概要

環境影響評価条例改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）により，太陽電池発電事業を環境影響評価対象としたことから，当該事業の環境影響評価に係る参考項目や参考手法を中心に，環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）を改正した（令和 2 年 7 月 1 日施行）。

その際，環境影響評価技術審査会において，その他項目に関する追加の指摘があったことから，改めて他事業種・参考項目等も含めた見直しを検討するもの。

2 検討項目及び改正方針

検討項目	改正方針
委員指摘項目 (5月21日,6月18日審査会議事録から抜粋)	
1) 環境要素「温室効果ガス等」において，造成時の森林伐採による二酸化炭素への影響や，再生可能エネルギー発電施設の稼働による二酸化炭素削減効果等について，ライフサイクルを踏まえたポジティブな評価項目とし，太陽電池発電事業以外の全事業についても追加。	環境省所管「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等により，事業種を問わず算定可能であることから，工事着手から施設の供用，稼働，事業種によっては事業終了時期及び維持管理時期等までのライフサイクル二酸化炭素について <u>予測及び評価を求める。</u> なお，12月1日時点から再精査を行った。 ...資料 3-2 ，資料 3-3 (P.12-P.16)
2) 環境要素「植物」について，影響要因「建設機械の稼働・工事用車両の通行」へ追加(環境要素「動物」については全事業に適用されている)。	「植物」に対する「工事の実施」における影響は「造成等の施工による一時的な影響」で拾っていると解し， <u>追加しない。</u> ...資料 3-2A
3) 今後，海域での太陽電池発電事業を想定し，環境要素「動物(海域)」について，環境要因「建設機械の稼働・造成等の施工による一時的な影響」の追加。 <small>事務局の錯誤。既に技術指針に位置付けられている。</small> 「漁業そのものの産業影響が植物と動物，生態系に残ったかたちであり，特に海域に関しては漁業項目があるというのは非常に重要だったという経緯から残ったもの」 「やはりここは海域として注意しなさいよ，という意味では意義があったのかなと私は思う」 【原専門委員】	12月1日では「動物(海域)」を削除することとし提案したが， <u>現行の規定で十分フォローできていることに加え，原専門委員の御意見も踏まえ，現行通りとさせていただきます。</u> なお，太陽電池発電事業における「動物(海域)」における影響要因「建設機械の稼働」については，浚渫等は想定されない(静穏な水域におけるフロート式が主として想定される)ことから選定しないこととさせていただきます。 ...資料 3-2
その他の検討項目	
4) 別表第一(全事業に関する環境要素・環境要因のマトリクス表)について，利便性向上ため，事業種毎に表を分割する。	分割する。 ...資料 3-2
5) 発電所アセス省令改正(令和 2 年 8 月 3 1 日施行)項目の反映。 風力発電所に係る参考項目及び参考手法から，工事の実施に伴う大気環境の項目のうち「工事用資材等の搬出入」，「建設機械の稼働」に係る「窒素酸化物」，「粉じん等」の項目の削除，「建設機械の稼働」に係る「振動」の項目の削除，参考項目「騒音・超低周波音」の内「超低周波音」の削除。	発電所アセス省令と整合を図り <u>項目削除。</u> (超低周波音については，従前から参考項目となっていない。) 12月1日時点では，「浮遊粒子状物質」を削除項目としていなかったが，発電所アセス省令削除経緯と同様の理由で <u>削除する。</u> ...資料 3-2 ，資料 3-3 (P.1-P.5)

委員指摘項目 (12月1日審査会)	改正方針
<p>6) 騒音において、極めて静かな地域に「幹線交通を担う道路に近接する空間」や「自動車騒音の要請限度」の基準値を準用するような事業者があまりにも多い。このようなことでは住民の健康を守ることができないため、「騒音の現況」と「住宅の構造及び生活状況」を把握の上、適切な基準を準用するよう位置付けられないか。</p> <p style="text-align: right;">【永幡委員】</p>	<p>御指摘の内容は評価時等における手法の細目に当たり、技術指針自体への反映は難しい。今後も技術審査会にて御助言をお願いしたい。</p> <p><u>技術指針 抜粋</u> (評価の手法) 第九条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国又は関係する地方自治体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が定められている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の手法の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。</p>
<p>7) 「人と自然との触れ合いの活動の場」において静穏性が求められる環境については、求められる環境に合った静穏性が保たれるかを検討するよう求める。</p> <p style="text-align: right;">【永幡委員】</p>	<p>風力発電所設置事業、火力発電所設置事業、太陽電池発電所設置事業、工場事業場用地造成事業の「<u>施設の稼働</u>」等の項目を選定するとともに、<u>参考手法にも位置付けること</u>としたい。</p> <p>...資料 3-2 , 資料 3-3 (P.10-P.11)</p>
<p>8) 地盤沈下を選定している事業種は一つもない。放水路事業に関する主務省令で参考項目となっているため、選定したほうが良いのでは。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員】</p>	<p>参考項目の選定について再精査を行った。以下について、主務省令に準じて参考項目を選定することが適当と考えられる。これらについて、調査、予測及び評価を求めることとしたい。</p> <p><u>放水路事業において以下を選定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 影響要因「放水路の存在及び供用」による環境要素「地盤沈下」を選定する。 <p>...資料 3-2 , 資料 3-3 (P.9), 資料 3-4</p>
<p>9) 風力発電所設置事業における「人と自然との触れ合いの活動の場」(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)など、主務省令で参考項目となっているものを条例で選定していない理由等を再確認すること。</p> <p style="text-align: right;">【野口委員，平野会長】</p>	<p><u>風力発電所設置事業において、以下を選定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 影響要因「建設機械の稼働」(基礎施工に係る水域の浚渫)による環境要素「土砂等による水の濁り」及び「底質の有害物質」を選定する。 <p>...資料 3-2 , 資料 3-3 (P.8-P.9)</p> <ul style="list-style-type: none"> 影響要因「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」による環境要素「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」を選定する。 <p>...資料 3-2 , 資料 3-3 (P.10)</p> <ul style="list-style-type: none"> 影響要因「造成等の施工による一時的な影響」による環境要素「産業廃棄物」を選定する。 <p>...資料 3-2 , 資料 3-3 (P.11)</p> <p><u>最終処分場設置事業において以下を選定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 影響要因「最終処分場の設置の工事」及び「最終処分場の存在」による環境要素「地下水の流れ」を新設し、選定する。 <p>...資料 3-2 , 資料 3-3 (P.9), 資料 3-4</p>

3 スケジュール

- 1 2月 1日 環境影響評価技術審査会(諮問)
- 2月 19日 環境影響評価技術審査会(答申)
- 4月 1日 施行